

全建労発第88号

平成28年1月27日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査（平成27年10月調査）の実施報告について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、標記調査の実施報告として「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」の決定及び公共工事設計労務単価について適正な取扱いが図られるよう周知依頼がありました。

なお、本労務費調査は、建設労働者の賃金支払いの実態の正確な把握と雇用改善の促進を図り、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底のために実施されているものです。

つきましては、貴会会員に対し、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではないこと、また、公共工事設計労務単価は、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと等とともに本調査の目的である建設労働者の賃金の支払い実態の正確な把握とともに、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底についても併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上



国土建労第475号

平成28年1月20日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成27年10月調査）の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（平成27年10月調査）の実施について」（平成27年8月19日付け国土建労第176号）をもって、ご協力お願い申し上げたところですが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成27年12月1日付け国土建推第46号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（平成27年12月1日付け国土建労第383号）等をもって、個々の契約を拘束するものではないこと、労働者に支払われない会社負担の諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところでありますが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約3割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、平成27年度の公共事業労務費調査の説明

会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図ったところです。また、平成27年8月19日に貴団体を含む関係団体向けに「公共事業労務費調査（平成27年10月調査）説明会」を国土交通省において開催し、調査対象外の労働者の周知、標本の適切な分類、提示いただく賃金台帳等の適切な整理等、労務費調査に係る留意事項の周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

記

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではないこと。
- 2 公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費、（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する必要があること。